

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年4月1日 現在]

1. 事業者の概要

事業者(法人)の名称	有限会社エムアンドエムコーポレーション
主たる事務所の所在地	〒114-0034 東京都北区上十条 2-21-4
代表者(職名・氏名)	代表取締役 荒木鉄郎
設立年月日	平成14年4月22日

2. ご利用事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の名前、所在地、指定番号およびサービス提供地域

事業所名	エムエム介護サービス
所在地	東京都北区上十条 2-21-4
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 1371701739
サービスを提供する実施地域※	北区・板橋区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名

(3) 営業時間

平日 午前9時から午後6時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで

※(日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 12380 円 要介護 3・4・5 16085 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6201 円 要介護 3・4・5 8025 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3716 円 要介護 3・4・5 4810 円

※加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3420 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2850 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2280 円

退院・退所加算 入院または入所期間中 1 回を限度に

(I) イ 5130 円 2 回カンファ参加なし

(I) ロ 6840 円 2 回カンファ参加なし

(II) イ 6840 円 1 回カンファ参加あり

(II) ロ 8550 円 2 回カンファ参加あり

(III) 10260 円 3 回カンファ参加あり

緊急カンファレンス加算 1ヶ月 2 回限度 2280 円

ターミナルケアマネジメント加算 4560 円 死亡日及び前日 14 日以内 2 日以上訪問

その他利用者が小規模多機能型居宅事業所、又は複合型サービス事業所の利用を開始する際に必要な情報、計画書の作成に協力した時は連携加算 3420 円/回が加算されます。

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 1 回が算定の限度 1 回 570 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の交替

①事務所からの介護支援専門員の交替

事務所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

その場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分配慮するものとしします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。

その場合は、原則約1か月前までに文章等で通知させていただきます。

6. 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

7. 公正中立なケアマネジメントの確保

サービス利用時の開始時に際し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、当該事業所を計画的に位置付けた選定理由の説明を求める事が可能です。

8. 当事業所が提供するサービスについての相談や苦情

(1) 当事業所への相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、または居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当の介護支援専門員のお申し出頂くか、相談・苦情窓口までお電話下さい。また、担当の介護支援専門員の変更を希望される方は遠慮なくお申し出ください。

相談・苦情窓口 (担当) 管理者 荒木 恵子 電話番号 03-5963-3848

窓口受付時間 平日 午前9時から午後6時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで

※ (日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

(2) 区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

北区 介護保険課 事業者支援係 電話 03-3908-1119

板橋区 介護保険課 電話 03-3579-2357

国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける。
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う。
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する。
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する。
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する。

9. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

12. 身体的拘束の原則禁止

利用者様の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行なってはならないとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. ハラスメント防止対策

当事業所は適切な居宅介護支援業務等の提供を確保する観点から、職場関係者や利用者様とその家族等からの性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

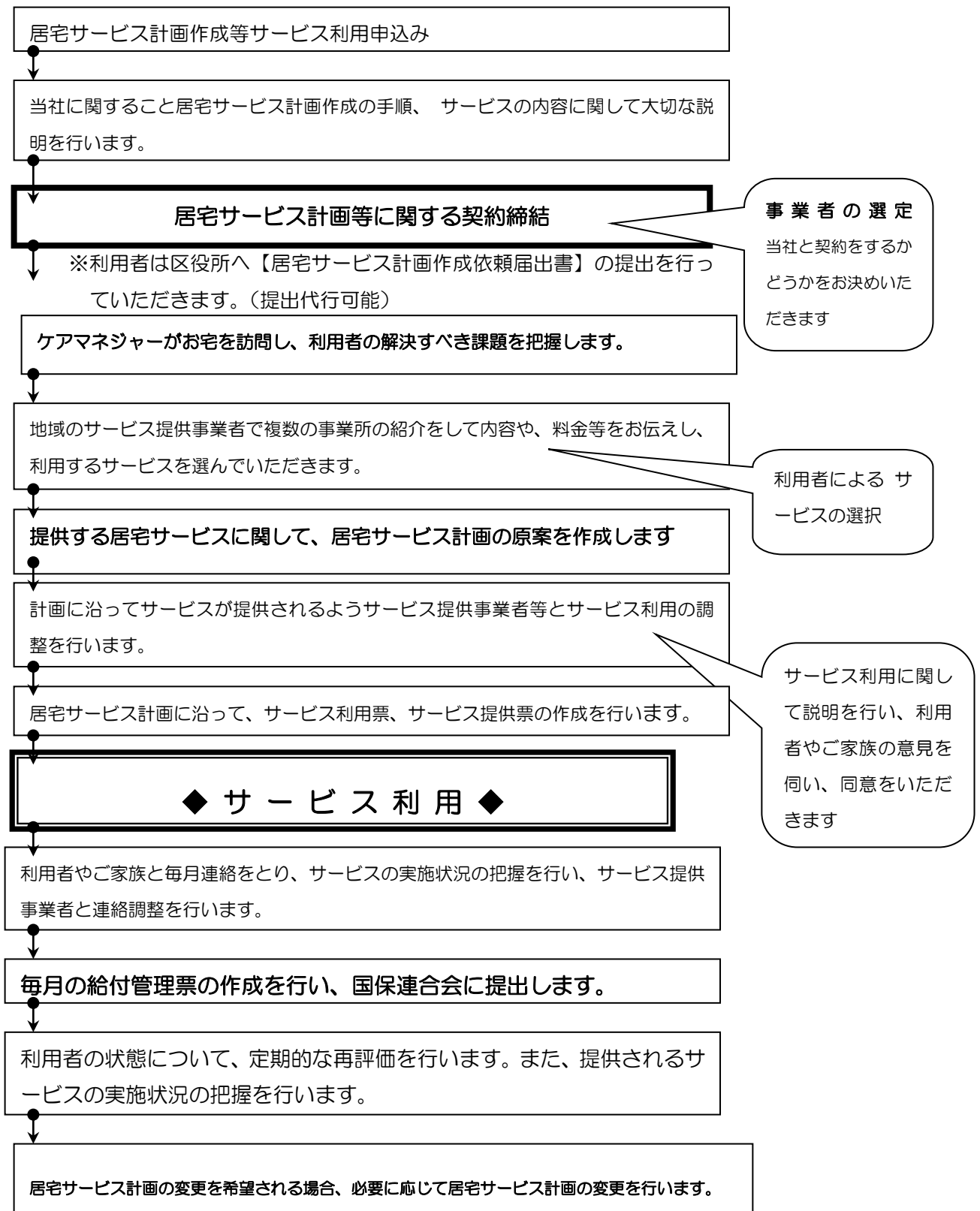
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【事業者】

所在地	東京都北区上十条 2-21-4
法人名	有限会社エムアンドエムコーポレーション
代表者名	代表取締役 荒木 鉄郎
事業所名	エムエム介護サービス（指定番号 1371701739）
説明者氏名	介護支援専門員

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

【利用申込者】

住 所

氏 名

【代理人】

住 所

氏 名

本人との続柄
